

商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）の正誤

令和3年10月

正	誤
(略)	(略)
2. リスクの評価	2. リスクの評価
(略)	(略)
【対応が求められる事項】	【対応が求められる事項】
(削除)	(削除)
① リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、 具体的かつ客観的な根拠に基づき、 <u>前記「1. リスクの特定」において特定 されたマネロン・テロ資金供与リスクについて、評価を実施すること</u>	① リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、 具体的かつ客観的な根拠に基づき、 <u>前記「(1) リスクの特定」において特 定されたマネロン・テロ資金供与リスクについて、評価を実施すること</u>
(略)	(略)
Ⅲ 管理体制とその有効性の検証・見直し	Ⅲ 管理体制とその有効性の検証・見直し
(略)	(略)
Ⅲ－1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・ 検証・見直し (PDCA)	Ⅲ－1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・ 検証・見直し (PDCA)
(略)	(略)
【対応が求められる事項】	【対応が求められる事項】
①～② (略)	①～② (略)
③ リスク低減措置を講じてもなお残存するリスクを評価し、 <u>当該リスクの許 容度や自社への影響に応じて、取扱いの有無を含めた</u> リスク低減措置の改 善や更なる措置の実施の <u>必要性につき</u> 検討すること	③ リスク低減措置を講じてもなお残存するリスクを評価し、 <u>当該リスクの許 容度や金融機関等への影響に応じて、取扱いの有無を含めた</u> リスク低減措 置の改善や更なる措置の実施の <u>必要性につき</u> 検討すること
④～⑤ (略)	④～⑤ (略)
(以下略)	(以下略)

備考 (略) は本正誤においての省略を表す。